

案

令和5年度

学校園の管理運営
に関する指針

枚方市教育委員会

目次

○はじめに	1
○教育大綱	4
○枚方市教育振興基本計画(抜粋)	6
○具体事項	
基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実	
1. 学校園運営体制について	8
2. 学習指導について	別冊版へ
3. 進路指導について	11
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
4. 道徳教育について	14
5. 人権教育について	16
6. 健康教育について	22
7. 特別活動・その他の教育活動について	別冊版へ
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上	
8. 教職員の服務について	26
9. 学校の業務改善について	29
10. 教職員研修について	31
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	
11. 支援教育について	36
基本方策5 幼児教育の充実	
12. 幼稚園教育について	別冊版へ
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進	
13. 学校園・家庭・地域の連携について	別冊版へ
基本方策7 学びのセーフティネットの構築	
14. 安全について	41
15. 生徒指導について	45
基本方策8 学びを支える教育環境の充実	
16. 教育環境の活用について	52
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
17. 学校図書館機能の充実について	別冊版へ
基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実	
18. 社会教育と学校教育の連携について	54
19. 児童の放課後対策について	55
参考資料	
・キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力	
・キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力	
・Hirakata 授業スタンダード 第3版(教職員用)	
・Hirakata 授業スタンダード 第3版(高学年・中学生用)	
・Hirakata 授業スタンダード 第3版(低学年用)	

はじめに

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称されるように、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来社会を迎えようとする中、子どもたち自身が自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。生活や社会の中から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力、これこそが学習指導要領において育成をめざすものである。

学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。幼稚園においては、幼稚園教育要領を踏まえ、遊びを通しての総合的、一体的な指導で育み、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求められている。

大阪府においては、人生を自ら切り拓くとともに、認め合い、尊重し、協議し、世界や地域とつながり、社会に貢献していく人物を育む教育の実現をめざし、『第2次大阪府教育振興基本計画』を策定した。幼児・児童・生徒一人一人をより一層大切にし、一貫した教育の方向性を示すため、小学校・中学校・高校・支援学校等の校種を超えて取り組むべき内容を取りまとめたものであり、その実現に向けて、市町村教育委員会とさらに連携を深め、取り組んでいく必要性について提言している。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、「枚方市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組を進めている。本指針では、国、府の教育理念や方針及び「第5次枚方市総合計画」「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を

推進していくために、基本的な方向性や取組の重点について定める。令和5年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そのために、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていく。そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実及び連携を図り、これまでの実践とICTとの最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させることで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、組織的、計画的に進めていく。一方で、すべての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めるためにもハラスメントに対する感覚を養うことが求められる。教職員は、その職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に取り組む必要があることを認識しておく必要がある。

すべての幼児・児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、学校園において、多様な学びの場を保証するとともに、相互理解を深め、安心して学校生活を送ることができるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進する。また一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、ヤングケアラー等、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要である。支援教育については、障害のある児童・生徒、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組を充実していく。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期解決に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめのない環境づくりに努める。不登校については、早期発見・早期対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えるとともに、個に応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所設置等の工夫や外部機関との連携を図る。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。

教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教育方針

<重点方針1 確かな学力の育成>

1-1 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

1-2 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 いじめ、不登校の解決>

2-1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

2-2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

<重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり>

3-1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

3-2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

3-3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組みます。

<重点方針4 生涯学習との連携>

4-1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

4-2 社会との関わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

4-3 生涯学習の推進

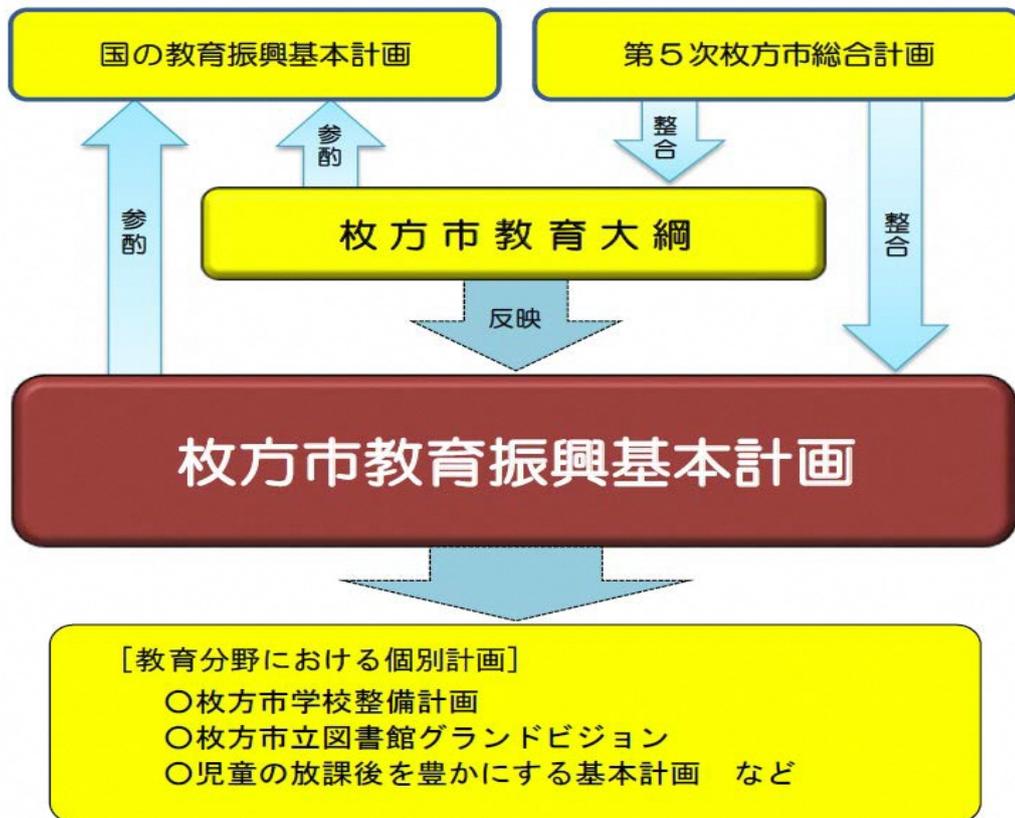
学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進し、学びの習慣を育てていくため、生涯学習と学校教育との連携を強化します。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

（計画の体系）



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年9月計画見直し

3.教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。



教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

具体事項

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実

1. 学校園運営体制について

<基本的な方向性>

学校園においては、それぞれの教育の目的・目標に即して、それを具現化するため、各学校園の基本的な教育方針を明確に定め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。

そのためには、校園長自らが法令等に則り、教育者としての識見に基づき、リーダーシップを発揮し、教職員等の心理的安全性を確保して教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。その際、教職員一人一人の学校園経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすことができる機能的な組織体制となるように、学校園運営体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 校園長・教頭は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、学校園経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図ること。
- 機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。また、学校事務を効果的に執行する観点から、事務の共同実施等、学校間連携を図ること。
- 小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけること。
- 各学校園の教育計画(特に学校運営に係る経営方針及び重点目標)については、コミュニティ・スクールでの議論、あるいはPTA協議会との情報共有を行うこと。

*幼保こ小…幼:幼稚園、保:保育所(園)、こ:認定こども園、小:小学校

<取組事項>

学校園運営組織の確立

- (1) 園長は主任教諭を、校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任を効果的に機能させるとともに、人材育成を図ること。また、企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。
- (2) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。
- (3) 校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意欲・資質・能

力の向上と学校園の活性化を図ること。

- (4) 学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めること。
- (5) 小学校においては、校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を活用し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めること。
- (6) 教職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、組織的・協働的に取り組むように努めること。
- (7) 学校園が家庭、地域と連携しながら適切な教育課程を編成し、創意工夫をすることで、特色ある学校園運営を展開する学校園ガバナンスの確立に努めること。

学校評価

- (8) 学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては、学校運営協議会から提言や評価を受けること。
- (9) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等を自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営を推進すること。また、実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めること。

校種間連携の推進

- (10) 幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう努めること。

小中一貫教育

- (11) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。
- (12) きめ細かな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。

情報管理

- (13) 個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立すること。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に

基づいて管理を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼稚園における学校評価ガイドライン」	平成 23 年 11 月文部科学省
「学校評価ガイドライン」(平成 28 年改訂)	平成 28 年3月文部科学省
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成 31 年3月文部科学省
「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」	令和元年6月文部科学省

基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実について

3. 進路指導について

<基本的な方向性>

進路指導にあたっては、9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。

指導においては、基礎的・基本的な学習指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の生き方、考え方が多様化している実情を踏まえ、児童・生徒一人一人の個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるよう、指導の工夫・改善に取り組む。

特に進路選択に際しては、生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、必要な資料・情報を事前に十分に提供して、適切な指導が行われるようにする。

<最重要課題>

- 進路指導にあたっては、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。
- キャリア教育については、急激に変化する時代の中で、一人一人の児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識し、中学校区において作成した全体計画について、その検証・改善に努めること。
- 中学校においては、3年生のみならず1年生時から、進路ガイダンス機能の充実に向けて、キャリア教育の中で育まれてきた、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進路先や定期テストの平均点等、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供するなど、生徒・保護者への適切なアドバイスや支援を行うこと。
- 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。その際、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用すること。

<取組事項>

校内進路指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。

進路指導の在り方

- (2) 生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進

学や就職に関するガイダンス機能の充実を図ること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

- (3) 高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に努めること。

キャリア教育の在り方

- (4) キャリア教育については、幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- (5) 学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できる職場体験の取組の実施や、府主催「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する等、指導の充実を図ること。
- (6) 小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努めること。

支援の必要な児童・生徒への進路指導

- (7) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。
- (8) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを、できるだけ早期に、様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。
- (9) 障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。
- (10) 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応すること。また、「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「キャリア教育を推進するために」	平成17年4月大阪府教育委員会
「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」	平成18年11月文部科学省
「大阪府キャリア教育プログラム」	平成23年3月大阪府教育委員会

「キャリア教育を創る」	平成 23 年 11 月文部科学省
「キャリア教育の進め方サポートブック」	平成 24 年 3 月大阪府教育委員会
「学校における進路指導について」	平成 30 年 5 月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育の充実に向けて」	平成 31 年 3 月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア・パスポートの活用」	令和 2 年 1 月大阪府教育委員会
「枚方市版キャリア・パスポート」	令和 4 年 3 月枚方市教育委員会
「奨学金等指導資料」	令和 4 年 4 月大阪府教育委員会
「中学校 進路指導のための資料」	毎年度大阪府教育委員会
大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」 http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/	毎年度大阪府教育委員会
「多言語による学校生活サポート情報」 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/	毎年度大阪府教育委員会
「進路選択に向けて」(多言語版)	毎年度大阪府教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

<基本的な方向性>

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

<最重要課題>

○道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

<取組事項>

全体計画及び年間指導計画

(1) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。

道徳科の授業

(2) 道徳科の授業においては、道徳的諸価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努めること。

家庭・地域との連携

(3) 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。

指導資料の活用

「こころの再生」府民運動

(4) 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「『大切なこころ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」の活用等により、「生命(いのち)を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人一人の豊かな心を育む取組を実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「『大切なところ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」	平成 26 年3月・平成 27 年3月大阪府教育委員会

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

5. 人権教育について

<基本的な方向性>

人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・「特別の教科 道徳」・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等あらゆる教育活動において、一層計画的・総合的に推進する。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意し、その指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むことが求められている。

特にいじめやセクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、研修等を通じて教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心掛けるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。

また、幼児・児童・生徒を権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の権利を尊重する精神を徹底する。

<最重要課題>

- 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校及び幼稚園教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進すること。
- 人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進すること。
- ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図ること。また、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであり、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員に十分認識させること。さらに、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。

<取組事項>

人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。
- (2) 人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組とすること。
- (3) すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、府教育委員会の「OSAKA人権教育ABC」等を活用した人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。
- (4) 幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、「人権教育教材集・資料CD」や「生命(いのち)の安全教育教材」、アニメ「めぐみ」等を適切に活用し、人権教育を推進すること。
- (5) 人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (6) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障害についての理解を深める教育を系統的に実施すること。
- (7) 障害の有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人一人を尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めること。

子どもの見守り体制の確立(児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー*)

*「ヤングケアラー」…一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子ども。

- (8) 児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、アンケートや1人1台端末の活用、スクリーニング等を実施し、気になる幼児・児童・生徒に対しては家庭訪問を行う等、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。また、その際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図ること。
- (9) 児童虐待やヤングケアラーへの認識を研修等の機会を通じて深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある

場合には、子ども家庭センターや市の子ども相談課へ速やかに通告または相談し、教育委員会に報告すること。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努めること。

(10) 関係機関への通告後も、学校園として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校園生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うこと。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図ること。

(11) 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をすること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うこと。

ジェンダー平等教育の推進

(12) 小中学校においては、人権政策室と連携した「DV 予防教育プログラム」を活用するなど、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、学校からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検すること。また、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。

(13) 学校園においては、性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めること。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

(14) 幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(15) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。

同和教育の推進

(16) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努めること。

平和教育の推進

(17) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保につ

いて児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。その際「平和教育基本方針」を踏まえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用すること。また、人権政策室と連携した3月1日の「枚方市平和の日」にちなんだ「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業に積極的に取り組むこと。

家庭・地域における人権教育

(18) PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかけるとともに、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進すること。

不適正な区域外就学の防止

(19) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「人権教育のための資料1～9」	平成12年3月～平成21年大阪府教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「平和教育に関する事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」	平成15年7月大阪府教育委員会
「人権基礎教育指導事例集」	平成16年3月大阪府教育委員会
「OSAKA人権教育ABC Part1～5」	平成19年3月～平成25年3月大阪府教育センター
「精神障がいについての理解を深めるために」	平成20年5月改訂大阪府教育委員会
「在日外国人教育のための資料集(DVD)」	平成22年3月大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」	平成22年3月大阪府教育委員会
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてき～」	平成23年3月改訂大阪府教育委員会
「日本語支援アイデア集」	平成23年3月大阪府教育委員会
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために－本名指導の手引き(資料編)－」	平成25年4月一部修正大阪府教育委員会
人権教育リーフレットシリーズ	平成26年3月～大阪府教育委員会
「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」	平成26年7月大阪府教育委員会
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	平成27年4月文部科学省
「リバティ大阪を活用する人権学習プラン」	平成27年6月大阪府教育委員会
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録」	平成27年7月文部科学省

に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」	
「日本語指導実践事例集」	平成 28 年3月大阪府教育委員会
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」	平成 28 年4月文部科学省
「人権教育教材集・資料CD」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「人権教育教材集・資料・教員用手引き」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「学校における人権教育推進のための資料集」	平成 29 年4月改訂大阪府教育委員会
「人権教育実践事例集」	平成 29 年6月大阪府教育委員会
「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」	平成 29 年 11 月大阪府教育委員会
「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について	平成 30 年7月文部科学省
「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	平成 31 年2月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	平成 31 年2月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「枚方市児童虐待防止ハンドブック」	平成 31 年3月改訂枚方市児童虐待問題連絡会議
「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」	令和元年5月文部科学省
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」	令和元年 12 月大阪府教育委員会
「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」	令和2年1月政府・拉致問題対策本部
「性の多様性の理解を進めるために」	令和2年4月大阪府教育委員会
「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー研修用参考資料」	令和2年4月大阪府教育委員会
「教職員人権研修ハンドブック」	令和3年3月大阪府教育委員会
「生命(いのち)の安全教育教材」	令和3年4月文部科学省
「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」	令和3年7月大阪府教育委員会
ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み	令和3年9月文部科学省
「ジェンダー平等教育啓発教材『男女共同参画について考えよう』」	令和3年10月大阪府府民文化部男女参画・府民協働課
「大阪府人権白書 ゆまにてなにわ」	令和4年3月大阪府府民文化部人権局

<関係法令>

資料名	出典
「同和対策審議会答申」	昭和 40 年8月同和対策審議会

「大阪府子ども条例」	平成 19 年4月
「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]	平成 20 年3月文部科学省
「障害者基本法」	平成 25 年6月 26 日改正
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」	平成 26 年1月文部科学省
「大阪府人権教育推進計画」	令和4年9月改定
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	令和3年6月一部改正
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	平成 28 年6月3日施行
「部落差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 12 月 16 日施行
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」	令和元年 10 月一部改正
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」	令和元年 10 月 30 日施行
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」	令和元年 11 月1日施行
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」	令和4年4月1日施行
「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」	令和4年4月施行

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

6. 健康教育について

<基本的な方向性>

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

食に関する指導については、学校園・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。また、学校給食の意義も踏まえ、小・中学校における食育推進体制の確立を図る。

<最重要課題>

- 食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置すること。また、各校の状況について十分検討したうえで、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定すること。加えて、食物アレルギーの既往症が幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- 幼児・児童・生徒の熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や、休息を促すなど、健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。
- 「性犯罪・性暴力対策強化の方針」を踏まえ、幼児・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命(いのち)の安全教育」のための教材及び指導の手引きを活用し、指導すること。

<取組事項>

学校保健計画の策定

- (1)「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

生活習慣の確立

- (2) 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組の推進が必要なことから、学校園・家庭・地域及び関係機関が連携して、幼児・児童・生徒の生活習慣の確立に向け取り組むこと。

学校保健委員会の開催

- (3) 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師・主治医・地域の保健医療機関等と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質・能力を幼児・児童・生徒に育成することができるよう、年1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

食育

- (4) 食に関する指導に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえて指導の内容、方法、指標等を決定し実施していくこと。そのためには教育計画に掲載された全体計画に基づいて取組を推進するための校内体制を必要に応じて見直し、学校教育全体を通じて実施するとともに、年間指導計画の作成に努めること。また、小・中学校ともに、食育を推進するための委員会等を設置し、全教員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度や食物を大切に作る心の育成を図ること。
- (5) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食に関する指導の推進体制や指導内容の改善を図ること。

健康教育の充実

- (6) 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による幼児・児童・生徒の健康にかかわる課題解決を図る為、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育の充実を図ること。
- (7) 性に関する指導を通じて、子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度の育成が重要であることから、大阪府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- (8) 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。
- (9) ICT等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童・生徒の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用の仕方等について、学校と家庭が連

携して取り組むこと。

衛生管理

- (10) 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管すること。
- (11) 学校給食実施においては、学校給食法第9条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

安全・安心の確保

- (12) 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸*についても理解を深めること。
- *死戦期呼吸: ゆっくりあえぐような呼吸であり、ただちに胸骨圧迫が必要な状態
- (13) 国民健康保険法の趣旨を踏まえ、無保険により児童・生徒が医療を受けることができなくなるようなことのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「性教育指導事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」	平成21年3月文部科学省
「学校給食衛生管理基準の施行について」	平成21年4月文部科学省
「おおさか食育ハンドブック」	平成22年3月大阪府スポーツ・教育振興財団
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	平成23年3月文部科学省
「学校給食衛生管理基準の解説」	平成23年独立行政法人 日本スポーツ振興センター
「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」	平成23年8月文部科学省
「学校における結核対策マニュアル」	平成24年3月文部科学省
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	平成26年3月文部科学省
「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」	平成27年2月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成27年3月文部科学省
「児童生徒等の健康診断マニュアル」	平成27年8月日本学校保健会
小学生用食育教材「たのしい食事 つながる食育」	平成28年2月文部科学省
「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」	平成28年4月文部科学省
「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」	平成29年3月文部科学省
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	平成29年3月文部科学省

「がん教育推進のための教材指導参考資料」	平成 29 年5月文部科学省
「がん教育推進のための教材」	平成 29 年6月文部科学省
「学校園における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成 30 年5月 10 日枚方市教育委員会
「学校における麻しん対策ガイドライン」第二版	平成 30 年2月国立感染症研究所感染症疫学センター
「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」	平成 30 年3月大阪府教育庁
「学校において予防すべき感染症の解説」	平成 30 年3月日本学校保健会
「熱中症事故等の防止について」	平成 30 年6月4日枚方市教育委員会
「学校環境衛生管理マニュアル」(平成 30 年度改訂版)	平成 30 年6月文部科学省
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」	平成 30 年7月スポーツ庁
「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」	平成 31 年4月・令和元年7月スポーツ庁
「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」	令和元年6月文部科学省
「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」	令和元年 11 月枚方市教育委員会
「保健主事のための実務ハンドブック令和2年度改訂」	令和2年 3 月文部科学省
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン«令和元年度改訂»	令和2年3月日本学校保健会
「熱中症事故の防止について」	令和2年6月文部科学省
「熱中症対策マニュアル」	令和2年7月枚方市教育委員会
「小学生向け新体力テスト用動画教材の Web 配信について」	令和3年3月大阪府教育庁
中学生食育教材「食」の探究と社会への広がり」	令和3年3月文部科学省
「生命(いのち)の安全教育」	令和3年4月文部科学省
「がん教育パンフレット『やさしいがんの知識 2021』」	令和3年8月公益財団法人がん研究振興財団事務局
「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～子どもの安心・安全を確保し、子どもの学びを止めないために～(市町村学校園版)」	令和4年 12 月大阪府教育委員会
「熱中症 環境保健マニュアル 2022」	令和4年3月改訂環境省環境保健部環境安全課
「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」	令和4年3月文部科学省
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」	令和4年3月大阪府教育委員会
「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」	令和4年3月文部科学省
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」	令和4年4月文部科学省
「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」	令和5年1月枚方市教育委員会

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

<基本的な方向性>

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことを教職員に深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 勤務時間の内外に問わず、教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。特に「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の公布に伴い、教職員等による児童・生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童・生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されない。このことについて必ず教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底すること。
- 教職員の不適切な言動が疑われる場合に、同僚間において声をかけ合ったり、管理職への報告が適切に行われる組織づくりを進めること。万一、服務上の問題が発生した場合は、事実関係を的確に把握し、速やかに報告すること。
- 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<取組事項>

服務規律の確立

- (1) 教職員に、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させ、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう指導を徹底すること。また、勤務時間の適正な把握・管理を行うこと。
- (2) 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできない。その防止・根絶に向けて組織的に取組むこと。
- (3) 職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させること。また、幼児・児童・生徒等の個人情報などを適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないように、責任と自覚を持って行動するよう指導すること。
- (4) 教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なや

り取りを行うことのないよう指導すること。

- (5) 飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導の徹底を図ること。
- (6) 教職員の自家用自動車等による通勤は極力自粛させること。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底すること。
- (7) 教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。
- (8) 「勤務場所を離れて行う研修」は、法令に基づき校長による承認手続きをより厳正に行うとともに適正に処理すること。
- (9) 教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。
- (10) 兼職・兼業については、地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。
- (11) 教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努めさせること。
- (12) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう指導すること。
- (13) 教職員の出張命令・時間外勤務命令については、その意義等を十分に認識させ、適正な執行を行うこと。
- (14) 教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導すること。
- (15) 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- (16) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程」	平成24年3月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「職員倫理ハンドブック」	平成25年4月1日枚方市

「不祥事防止に向けたワークシート集」	令和2年2月大阪府教育庁
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～	令和2年3月大阪府教育委員会
「児童・生徒との SNS 等による私的なやり取りの禁止について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「児童・生徒に対するわいせつ行為の禁止の徹底について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「教職員の評価・育成システム 手引き」	令和3年3月大阪府教育委員会
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」	令和3年3月大阪府教育委員会
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について」	令和3年6月文部科学事務次官
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」	令和4年4月枚方市教育委員会
「パワーハラスメント防止指針」	令和4年4月枚方市教育委員会
「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止及び対応に関する指針」	令和4年4月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」	令和3年6月公布

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

9. 学校園における働き方改革について

<基本的な方向性>

子どもたちにとって、教員の影響は大きく、教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資することである。そのため各学校園の特色や状況を踏まえつつ長時間勤務の縮減に向けた取組や、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人一人の意識改革を推進するなど、学校園における「働き方改革」に取り組むよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

- 学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- 学校園の経営方針等において、時間配分に当たって優先すべき業務を示すとともに、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行う意識を持つこと。
- 全ての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させること。また教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話合いも参考にしながら、管理職は学校園内の業務の在り方の適正化を図る。

<取組事項>

- (1) 出退勤システムを活用し、在校等時間の適正な把握を行うこと。
- (2) 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等に基づき、適切に行うこと。
- (3) 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校園長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。
- (4) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月80時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。また、元気な教職員・学校園づくりのために、メンタルヘルズ相談等を積極的に活用するよう指導し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めること。
- (5) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルズ不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。

- (6) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的に取り組むこと。
 そして、生徒が休日に家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障すること。
- (7) 練習時間、休養日の設定、長期休業中の休養期間の設定等、「枚方市中学校部活動方針」に基づき、適切な部活動運営を行うよう指導すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」	平成31年3月文部科学省
「電話対応時間のお知らせ」	令和4年6月枚方市教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成31年2月枚方市教育委員会
「枚方市特定事業主行動計画」	令和2年4月枚方市
枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	令和2年4月枚方市教育委員会
「学校における働き方改革推進について」	令和2年10月枚方市教育委員会教職員課
「学校における働き方改革推進について～2～」	令和3年3月枚方市教育委員会教職員課
「業務改善推進校取組特集①②」	令和3年12月枚方市教育委員会教職員担当
「業務改善推進校取組特集③」	令和4年1月枚方市教育委員会教職員担当
「業務改善推進校取組特集④⑤」	令和4年2月枚方市教育委員会教職員担当

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

10. 教職員研修について

<基本的な方向性>

教職員は教育公務員としての使命を自覚するとともに、その職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質・能力の向上に努めなければならない。このことを教職員に深く自覚させ、規範意識を養うとともに教職員が教職経験に応じた、段階的かつ専門的な研修に積極的に参加しようとする意欲を高める必要がある。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、キャリアステージに応じた教職員一人一人の資質と指導力の向上が求められている。

学習指導要領を踏まえ、「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに教職員研修を実施する。学校園においては、子ども理解を基盤とした学校経営や学級経営の充実に向け、新たな教育課題に対応した校内研究・研修のさらなる充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員の育成を図る。

<最重要課題>

- 初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任期教職員指導コーディネーター等を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めること。
- 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に授業改善を組織的・計画的に進めること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図ること。
- すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を

絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

○学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成すること。校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励を行うこと。

<取組事項>

教職員の育成

- (1) 市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJTを推進すること。
- (2) 教職員経験1年目～3年目（教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。また、校内組織としてメンターチーム*を組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。
*「メンター」・・・仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。メンターは、キャリア形成をはじめ生活上の様々な悩み相談を受けながら、育成にあたる。
- (3) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。また、教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用すること。
- (4) 教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」*となれるような専門的な知識と指導

技術を身に付けさせること。また、中堅教諭等資質向上研修で実施する「校内モデル授業」を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図ること。

*「ロールモデル」・・・具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長するといわれる。

(5) 10年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。

(6) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。

授業改善

(7) 学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めること。

(8) 学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めること。

校園内研究・校園内研修

(9) 小・中学校の校園内研究・校園内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。

(10) 授業改善のための校園内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会において、指導主事、教育推進プランナー等が講師を務める校園支援プログラムなどを効果的に活用し、研究を推進すること。

(11) 校園内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校園の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人・授業マイスターを活用し、教

員に対する授業改善等の指導に努めること。

研修の受講

- (12) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。
- (13) 教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、留意事項や事前課題等に留意し、受講するよう指導すること。
- (14) 校園内研修等において、研修を受講した教職員に、その内容を実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、校園全体の教育活動に還元するよう努めること。
- (15) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること。また、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「次世代の教職員を育てるOJTのすすめ」	平成20年3月大阪府教育委員会
「ミドルリーダー育成プログラム」	平成22年3月～令和2年3月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成25年3月大阪府教育センター
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成25年4月枚方市教育委員会
「『英語を使うなにわっ子』育成プログラム」	平成25年8月大阪府教育委員会
「理科授業づくり2」	平成27年3月大阪府教育センター
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成29年11月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き(第二版)」	平成30年11月文部科学省
「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」	平成31年1月大阪府教育センター
「小学校プログラミング教育に関する研修教材」	平成31年3月文部科学省
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	平成31年4月1日枚方市教育委員会
「理科薬品の取り扱い」	平成31年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」	平成31年4月枚方市教育委員会
「OSAKA教職スタンダード」	令和元年5月大阪府教育委員会
「学校教育の情報化の推進に関する法律」	令和元年6月文部科学省
「小学校における『プログラミング教育』」	令和2年1月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「Hirakata 授業スタンダード」	令和5年4月枚方市教育委員会

「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20 steps」	令和2年枚方市教育委員会
「新規採用教職員のためのハンドブック『教職員の智』」	令和5年4月枚方市教育委員会
「令和4年度小中学校初任者研修の手引」	令和5年4月枚方市教育委員会
「令和4年度中堅教諭等資質向上研修の手引」	令和5年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」	令和5年4月枚方市教育委員会
「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」	令和5年枚方市教育委員会
「枚方版 ICT 教育モデル」	令和5年枚方市教育委員会

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

<基本的な方向性>

支援教育を進めるにあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

また、発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に努めるとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

*インクルーシブ教育システム・・・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みのこと。

<最重要課題>

- 地域における共生社会の実現をめざし、校園内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。また、ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むこと。
- 支援学級において実施する特別な教育課程には、必ず自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童・生徒の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努めること。
- 枚方市支援教育ガイドブック(仮)を参考に、すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある子どもの学びの充実に努めること。

<取組事項>

「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- (1) 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実に努めるとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障害のある子どもの学びの充実に努めること。

校内体制の充実

- (2) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。
- (3) 通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図ること。また、障害のある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立すること。
- (4) 合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。
- (5) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めること。また、支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めること。
- (6) 新たに導入される教育支援ソフトを活用する等し、児童・生徒への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努めること。また研修動画や教材例を用いて全ての教職員が支援教育に関する理解を深め、個別最適な学びの充実に努めること。
- (7) 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めること。

交流及び共同学習の充実

- (8) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努めること。また、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導を活かし、相互理解のさらなる推進に努めること。
- (9) 交流及び共同学習の実施にあたっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組むこと。
- (10) 支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実に努めること。

障害のある児童・生徒の教育課程の充実

- (11) 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意すること。
- (12) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施すること。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- (13) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。
- (14) 通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めること。
- (15) 個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図ること。
- (16) 個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図ること。
- (17) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

通級指導教室

- (18) 通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

保護者や関係機関との連携

- (19) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。
- (20) 障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努めること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うこと。
- (21) 障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連

携を図ること。

医療的ケア

- (22) 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。
- (23) 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、感染症拡大防止対策に基づき、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「特別支援教育の推進について」	平成19年4月1日文部科学省通知
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「指導資料[ぬくもり]」	平成22年3月大阪府教育委員会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」	平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」	平成25年3月大阪府教育委員会
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」	平成25年10月文部科学省
「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」(「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ)	平成27年6月大阪府教育委員会
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	平成28年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」	平成28年6月3日文部科学省他
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	平成29年3月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」	平成29年3月・7月文部科学省
「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」	平成30年3月改訂大阪府教育委員会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」	平成31年3月文部科学省
「学校における医療的ケアの今後の対応について」	平成31年3月文部科学省
「通級による指導実践事例集(中学校・高等学校)」	令和2年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」	令和2年3月文部科学省

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」	令和2年12月9日改訂文部科学省
学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル (市町村立学校園版)	(最新版を参照すること)
枚方市支援教育ガイドブック	令和5年3月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「学校教育法等の一部を改正する法律」	平成19年4月1日施行
「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令[学校教育法施行令の一部改正]」	平成19年4月1日施行
「障害者基本法第16条」	平成25年6月26日改正
「学校教育法施行令の一部改正について」	平成25年9月6日大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成28年4月1日施行
「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」	平成28年8月1日文部科学省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	平成28年12月9日文部科学省通知
「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」	平成30年2月8日文部科学省通知
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」	平成30年5月24日文部科学省・厚生労働省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」	平成30年8月27日文部科学省通知
「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」	平成30年9月20日文部科学省通知
「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」	令和4年4月27日文部科学省通知

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

14. 安全について

<基本的な方向性>

自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と学校園施設・設備の点検整備や充実等により、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努める。

また、安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

<最重要課題>

- 安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。
- 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施するなど、常にその改善に努めること。
- 自然災害等に備えた防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

<取組事項>

安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

- (1) 学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とすること。
- (2) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実を図ること。
- (3) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施すること。
- (4) 9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせて、実践的な避難訓練、地域の有識者による講話等、各学校園の実情に応じた防災教育の充実に向け、取組を実施すること。また、大阪北部地震の体験を教訓に、6月18日を中心にして、集会等で講話やディスカッション等の防

災教育に取り組むこと。

- (5) 「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づき、幼児・児童・生徒が適切な行動がとれるよう指導すること。
- (6) 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進すること。
- (7) 警察や地域と連携した実践的な防犯訓練の実施により、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努めること。
- (8) 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う「避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に努めること。
- (9) 送迎バスにおける置き去り事象が生起していることを踏まえ、校外学習等でバス等を利用する際にも、「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」を活用し、安全管理の徹底に努めること。

危機管理体制の確立

- (10) 学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携すること。また、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制を確立すること。
- (11) 事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告すること。
- (12) 不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用すること。

登下校の安全確保

- (13) 登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては、安全帽子・安全旗等の適切な利用等を含めた集団登校時の安全指導に取り組み、また通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努めること。
- (14) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進すること。特に、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校園、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティア、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

交通安全の推進

- (15) 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者に

もなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施すること。また中学校においては、第1学年を対象に自転車交通安全教室の実施を通して、一層の交通安全の取組をすすめること。

(16) 保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うこと。また、幼児・児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」	平成 14 年 10 月大阪府教育委員会
「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成 14 年 12 月文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成 15 年6月文部科学省
「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集(改訂版)」	平成 19 年3月大阪府教育委員会
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」	平成 19 年 11 月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成 22 年3月文部科学省
「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」	平成 23 年3月文部科学省
「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」	平成 24 年3月文部科学省
「学校安全の推進に関する計画」	平成 24 年4月文部科学省
「自転車安全利用推進のための重点行動指針」	平成 25 年1月大阪府交通対策協議会
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	平成 25 年3月文部科学省
「学校事故対応に関する指針」	平成 28 年3月文部科学省
Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン	平成 29 年 11 月枚方市教育委員会
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」	平成 30 年2月文部科学省
「『登下校防犯プラン』について」	平成 30 年6月文部科学省
「落雷事故の防止について」	平成 30 年7月文部科学省
自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について	令和元年 12 月文部科学省
「学校における防災教育の手引き(改訂2版 補訂版)」	令和3年3月大阪府教育委員会補訂版

「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」	令和3年6月文部科学省
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について	令和3年6月文部科学省
「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」	令和4年10月文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
学校保健安全法	平成27年6月改正
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」	平成28年4月施行
水防法等の一部を改正する法律	令和3年5月改正
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	令和3年5月改正
災害対策基本法等の一部を改正する法律	令和3年5月施行

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

15. 生徒指導について

<基本的な方向性>

生徒指導にあたっては、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

これは深い児童・生徒理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、平素から教職員の指導力の向上と人権意識の高揚を図ることが重要である。

とりわけ、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、学校園に対する信頼を根底から崩すものであるということを認識する必要がある。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であることから、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組む必要がある。

近年の問題行動の多様化や低年齢化に対しては、授業の充実を基本として、全教職員が、カウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童・生徒に寄り添うとともに、児童・生徒が互いに悩みや喜びを分かち合う集団を育成する等、内面にせまる心のかよった指導を行う。

さらに、義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校児童・生徒の社会的自立に取り組む。

<最重要課題>

- いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めること。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認すること。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えること。
- 体罰を許さない指導体制を確立し、幼児・児童・生徒を真に大切にせる教育活動を展開すること。
- 1人1台端末を活用し、児童・生徒の「心」と「体調」を入力する機会を一日一回設け、その可視化されたデータ等を参考に、児童・生徒の些細な変化を教職員で共有できるよう、組織的な支援体制を構築すること。子どもが発する心のサインの可視化等を通じ、日ごろから幼児・児童・生徒の状況を把握し、組織として見逃さない体制をつくること。
- 児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、子どもの些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家

庭訪問を行ったり、ICT機器を活用するなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図ること。

<取組事項>

校内生徒指導体制の確立

- (1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導担当者を、中学校においては生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めること。
- (2) 生徒指導担当者（小学校）は、学級の問題を全体の問題にとらえ、全校指導体制を、構築する中心的役割を担うこと。生徒指導主事（中学校）は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たすこと。

組織的な取組の推進

- (3) 安全・安心な教育環境の充実を図り、児童・生徒の豊かな人格形成を行うこと。また、児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進すること。
- (4) 児童・生徒の生活実態を把握し、指導方針を確立すること。
- (5) いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応及び記録の上、直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告すること。
- (6) 「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。
- (7) 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒指導担当者（小学校）または、生徒指導主事（中学校）が中心となりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めること。
- (8) 枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めること。
- (9) 教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を活用して、校内研修の一層の充実に努めること。

いじめの防止と早期発見

- (10) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努めること。また、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- (11) 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深めること。
- (12) 幼児・児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い幼児・児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。
- (13) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。
- (14) 児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに教育委員会に報告すること。
- (15) いじめの解消に向けては、いじめ防止対策委員会を中心に、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すること。また、被害及び加害児童・生徒、いじめが起きた集団を日常的に注意深く見守り、再発防止に努めること。
- (16) 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった幼児・児童・生徒や障害のある幼児・児童・生徒や外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないように、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- (17) 児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進すること。
- (18) インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発も努めること。

体罰根絶の取組

- (19) 体罰の根絶については、各学校園において、日々の実践を再点検し、正しい幼児・児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深めること。
- (20) 教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告すること。

不登校児童・生徒への支援

- (21) すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうしの絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。

- (22) 欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図ること。
- (23) 子どもが発する心のサインを通じ、学校に行きづらい児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、児童・生徒の支援に努めること。
- (24) 不登校の対応にあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えること。
- (25) 不登校が長期化している児童・生徒の状況把握に努め、児童・生徒及び保護者の心情や家庭環境の実情に寄り添い、個に応じた支援に努めること。また、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」や民間団体等との連携や、タブレット端末を活用してオンラインでつながるなど、教育の機会の確保を図るよう努めるとともに中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対し、卒業後の主体的な進路選択への支援に努めること。なお欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。
- (26) 小学校低学年時より不登校児童が増加する状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童に対して初期段階からの支援体制を構築すること。また、中学校1年生時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組を適切に中学校につなぐとともに、新たな不登校を生まない取組を推進すること。
- (27) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、『枚方市不登校支援ガイド』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』に基づいた対応を行い、支援すること。

携帯電話等への対応

- (28) 学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないように指導すること。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- (29) 携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。

教育相談体制の充実

- (30) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童・生徒への教育相談体制を充実するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、

今年度より導入予定のSNS相談ができるツールや「子どもの笑顔を守るコール」等の相談窓口を周知し、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とすること。

家庭・関係機関との連携

- (31) 各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催するなど、少年非行等の防止と解決を図ること。
- (32) 1学期中のできるだけ早くに、家庭訪問やタブレット端末等のICTを活用し、保護者と対面で面談する等、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施すること。家庭訪問をしない場合、児童・生徒の住所を確認し、校区の状況把握として、実際に校区をめぐる。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- (33) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- (34) 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導すること。

校則について

- (35) 校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認すること。また、児童・生徒の実情や社会の状況を踏まえるため、内容検討に児童・生徒を参画させるなど適切に見直すこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」	平成17年大阪府教育委員会
「いじめ防止指針」	平成18年3月大阪府教育委員会
「こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成19年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅠ」	平成19年6月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅡ」	平成19年8月大阪府教育委員会
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム実践事例集」	平成20年7月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」	平成21年3月大阪府教育委員会
「スクールソーシャルワーカー配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」	平成21年12月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム指導案集」	平成23年5月大阪府教育委員会
「生徒指導リーフ」シリーズ	平成24年2月～文部科学省国立教育政策研究所

「暴力によらない問題解決力育成プログラム」	平成 24 年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」	平成 24 年 12 月大阪府教育委員会
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」	平成 24 年 12 月大阪府教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「第四次薬物乱用防止五か年戦略」	平成 25 年8月文部科学省
「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット7「ネット・スマホの問題と子どもの人権」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット8「いじめの対応②」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 26 年4月大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 26 年7月枚方市教育委員会
平成 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業(文部科学省委託事業)事業報告書&ネットトラブル回避プログラム	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「薬害を学ぼう」	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」	平成 27 年8月大阪府教育委員会
「レベルに応じた問題行動(非行)への対応チャート」	(中学校版)平成 27 年枚方市教育委員会
「薬物乱用防止教育の推進について」	平成 28 年2月大阪府教育委員会
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 29 年3月改訂文部科学省
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために」	平成 29 年8月大阪府教育委員会
「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援事業の取組みより～」	平成 30 年2月枚方市教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 30 年3月改定大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 30 年9月改定枚方市教育委員会
「枚方市いじめ対応マニュアル」	平成 30 年9月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」	平成 30 年 10 月大阪府教育委員会
「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイ	平成 31 年3月大阪府教育委員会

ドライン」	
「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」	令和元年6月大阪府教育委員会
「不登校児童生徒への支援の在り方について」	令和元年10月文部科学省
「子どもを守る被害者救済システム」	令和元年12月改訂大阪府教育委員会
「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取り組み～」	令和2年4月大阪府教育委員会
「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」	令和2年6月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教室の充実及び啓発資料の活用について」	令和2年9月大阪府教育委員会
ストップいじめ	令和3年4月枚方市教育委員会
「5つのレベルの応じた不登校対応例」	令和3年6月枚方市教育委員会
「大麻乱用防止に向けた啓発資料(チラシ)の配付について」	令和3年8月大阪府教育委員会
枚方市不登校支援ガイド	令和4年9月枚方市教育委員会
不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン	令和4年9月枚方市教育委員会
生徒指導提要	令和4年12月文部科学省
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(追加資料)」	毎年度大阪府教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「大阪府薬物の乱用の防止に関する条例」	平成24年12月大阪府教育委員会
「いじめ防止対策推進法」	平成25年9月文部科学省
「子どもを守る条例」	令和3年3月枚方市

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

16. 教育環境の活用について

<基本的な方向性>

少子化の進行による幼児・児童・生徒の減少や学校園施設の老朽化が進む中で、学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進める。令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校園施設を日常保全により健全に維持する。さらに、ICTを効果的に活用し、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童・生徒に対し配備された1人1台のタブレット端末や周辺機器等を活用するなど、教育の情報化を推進する。また、教育委員会と学校が、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざす。

そして、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するためにICTを活用し、校務の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組む。

<最重要課題>

- 学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てること。
- ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう取組を進めること。
- ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努めること。

<取組事項>

学校園施設、設備の維持管理

- (1) 令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、学校園施設の維持保全及び、トイレのドライ化、ユニバーサル化などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切に使おう」という気持ちを育てること。また、施設の状況を日常的に点検し、異常箇所や危険箇所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うこと。
- (2) 空調設備については、令和3年度以降も引き続き、適切な維持管理・更新が行われるが、学校園は、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないこと、切り忘れを防止することを

心掛け、また、適切な設定温度の確認などを常に行うことで、幼児・児童・生徒の環境意識を育てること。

校内体制の確立

(3) ICT機器を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境改善への取組を推進する。

ICT機器の管理運用

(4) タブレット端末の管理、運用については、年度更新等も含めて、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市学校整備計画」	令和2年3月枚方市教育委員会
「枚方版 ICT 教育モデル」	令和5年3月枚方市教育委員会
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	令和5年4月枚方市教育委員会

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

18. 社会教育と学校教育の連携について

<基本的な方向性>

社会教育と学校教育の連携を強化し、地域等と連携しながら、子どもたちが社会と関わる機会を積極的に設けることにより文化・芸術・スポーツ等、様々な体験活動を充実させる。

<最重要課題>

○地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させること。

<取組事項>

多様な学習機会の活用

- (1) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、発達段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図ること。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努めること。
- (2) 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること。
- (3) 特別史跡百済寺跡等の市内の貴重な歴史文化遺産等を生かして、児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めること。
- (4) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。
- (5) 学校園施設の開放については、積極的に推進すること。

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

19. 児童の放課後対策について

<基本的な方向性>

すべての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、国や本市の放課後対策における計画をもとに、全小学校で「総合型放課後事業」を実施する。

総合型放課後事業では「留守家庭児童会室」と新たに放課後に児童が安心して自由に遊べる場として学校の一部を開放する「放課後オープンスクエア」を一体的に運営することで、利用ニーズに応じて選択できる環境の整備を行うとともに、放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みの推進を図る。

<最重要課題>

- 留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努めること。
- 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図ること。
- 総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取り組みの趣旨等を理解し、連携・協力すること。
- 児童の見守り機能の強化を図ること。

<取組事項>

留守家庭児童会室との連携・協力

- (1) 総合型放課後事業は、教育委員会が主体となって運営する事業であるが、活動場所の確保や児童の安全管理の上では、学校の理解と協力は不可欠であることから、よりよい関係づくりを心がけ、しっかり連携すること。
- (2) 児童の様子の変化など気付いたことや気になることは適宜情報交換を行い、児童の環境の変化を見逃さないこと。
- (3) 児童の非認知能力（「人と関わるチカラ」・「気持ちをコントロールするチカラ」・「目標に向かってがんばるチカラ」）の育成を目指し、協力体制を図ること。

キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力（枚方市教員等育成指標）

	I 初任期（1～5年） 教員としての基礎力、学校組織の一員としての自覚を高める時期	II ミドルリーダー期（6～10年） 実践的指導力を向上させ、視野の拡大を図る時期	III リーダー期（11～20年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV キャリアの成熟期（21年～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に参画する時期
教育への情熱と 教職員としての基礎的素養 ①〔人権尊重の精神〕 ②〔危機管理能力〕 ③〔学び続ける力〕	①人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ②学級等の安全管理ができる ③優れた取組に学ぶ姿勢を持つ	①学校の人権教育推進のために行動できる ②学校安全のために組織的な行動ができる ③幅広い専門性を高め、キャリアプランを立てる	①学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員に助言できる ②学校における危機管理体制を点検し、改善できる ③様々な分野において最新の情報を収集するとともに、実践を発信する	①人権尊重を基盤とした学校づくりに参画できる ②学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した危機管理体制を確立できる ③学校教育目標達成の視点から様々な情報を収集し、発信する
社会人としての基礎的素養 ④〔課題解決能力〕 ⑤〔法令遵守の態度〕 ⑥〔事務能力〕	④子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤教育公務員として法令を遵守する ⑥計画的かつ正確に事務処理できる	④学年の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令への深い理解を持つ ⑥効率的に事務処理できる	④学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令遵守の精神を教職員に助言する ⑥他の教職員と協力し、効率的に事務処理できる	④大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し対応案を示すことができる ⑤法令遵守の精神を全ての職員が持ち続けることができるよう、組織的な取組を推進することができる ⑥作成した書類等について点検できる
組織の一員としての 行動力・企画力・調整力 ⑦〔協働して取り組むことができる力〕 ⑧〔ネットワークを構築する力〕 ⑨〔マネジメントする力〕	⑦組織の一員としての自覚を持って行動する ⑧課題を解決するために様々な人に報告・連絡・相談することができる ⑨学級経営等を行うことができる	⑦学年、分掌等の要となり、教職員のチーム力を高めることができる ⑧様々な人と関わり、課題を解決するためのネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学年経営や手本となる学級経営等を行うことができる	⑦一人ひとりの教職員の特性を活かし、協働的な組織力を高めることができる ⑧必要に応じて関係機関と連携し、組織的なネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学校全体の計画を作成、実行できる	⑦学校・家庭・地域・関係諸機関と協働し、学校力を高めることができる ⑧学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる ⑨中・長期的な学校経営の方向性を提案し、学校経営に参画することができる
子どもの力を伸ばす 授業力・教科の指導力 ⑩〔授業を構想する力〕 ⑪〔授業を展開する力〕 ⑫〔授業を評価する力〕	⑩子ども主体の授業設計ができ、学習指導案に示すことができる ⑪基本的な授業スキルを実践に活かすことができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた視点で自分の授業を客観的に振り返る	⑩教材を深く理解し、子どもの実態に応じて創意工夫した授業設計ができる ⑪子どもの実態に応じた柔軟な授業展開ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価を授業改善に活かしている	⑩授業の構想について他の教員に助言することができる ⑪授業展開について他の教員に助言することができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価力を身につけている	⑩研究体制を整え、授業設計について組織的な取組を進めることができる ⑪個々の教員の特性を把握し、授業改善に向けた適切な助言ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業改善を推進する体制を構築する
子どもの自尊意識を高め、 集団づくりなどを指導する力 ⑬〔子どもを理解し一人ひとりを指導する力〕 ⑭〔支援教育に対する理解と実践力〕 ⑮〔集団づくりを指導できる力〕 ⑯〔子どもをエンパワーできる指導力〕	⑬個に応じた指導・支援ができる ⑭合理的配慮等、支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、子どもへの指導・支援に活かすことができる ⑮学校の生徒指導方針を理解し、迅速な報告・連絡・相談を行うことができる ⑯子ども一人ひとりに居場所があるような相互に違いを認め合う集団づくりができる	⑬子どもどうしのコミュニケーションを促進できる ⑭子どもの発達の段階や特性に応じた指導・支援の方法について、他の教職員に助言できる ⑮生徒指導等で組織的な対応の中心となる ⑯子どもの一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め、高めあう集団づくりができる	⑬子ども対応のロールモデルとなり、他の教職員に適切な助言できる ⑭支援教育の観点や配慮を要する子どもに対する指導内容や支援方法について精通し、他の教職員に助言できる ⑮組織的な生徒指導体制を機能させる ⑯子どもの自立のために、家庭や地域、関係機関と協働することができる	⑬多様な場面、多角的な視野からの子ども理解について他の教職員に助言できる ⑭支援教育の理解や配慮を要する子どもに対する指導・支援について、組織的な取組を推進することができる ⑮学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した生徒指導体制を確立できる ⑯学校教育目標やめざす子ども像を発信しその実現に向けた組織的な取組ができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

《キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力》

	I 基礎養成期 (1～3年) 基本的な業務遂行力と学校事務職員としての自覚を高める時期	II 専門性養成期 (4～10年) 専門性を高め、組織の一員としての自覚を高める時期	III 専門性・指導力養成期 (11～20年) 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	IV 指導力・統率力向上期 (21年～) 学校内外の連携を推進し、学校経営に深く参画する時期
学校事務職員としての基礎的資質 ①〔実務能力〕 ②〔人権意識向上と人権教育理解〕 ③〔子ども理解〕 ④〔法令・条例〕 ⑤〔主体的に学び続ける力〕	①業務を滞りなく正確・丁寧に遂行するとともに、助言を受け、適切に改善できる ②人権教育を理解し、人権意識、人権感覚を身につける ③学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を深める ④学校の規定を理解し、公務員として法令を遵守する ⑤研修や研究の機会を捉えて、自己成長を図る努力をする	①創意工夫を加えながら、業務を正確・丁寧に遂行し、経験の浅い学校事務職員に助言できる ②人権教育に対する理解を深め、人権尊重に基づいた取組ができる ③保護者の思いや家庭背景を踏まえ、子どもへの理解を深める ④学校の規定の整備を行い、法令の遵守について経験の浅い学校事務職員に助言ができる ⑤研修や研究を生かして資質・能力の向上を図り、成長意欲を持ち続ける	①研鑽を積み、経験を活かしつつ効果的な業務運営を行い、他の学校事務職員に助言ができる ②人権尊重に基づいた取組を推進するとともに、その内容を他の学校事務職員に助言ができる ③連携した協働体制の中で子どもへの理解を深め、他の学校事務職員に助言ができる ④学校の規定に精通し、整備について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に啓発することができる ⑤研修・研究について企画立案するとともに、業務に関わる様々な情報を収集し、実践に活かすことができる	①業務運営に精通し、学校経営の視点から改善を行うとともに、人材育成に努め、教職員に助言ができる ②人権尊重を基盤とした学校づくりを推進するとともに、その内容を教職員に助言ができる ③子ども理解を深め、学校教育目標や児童生徒指導方針に従って教職員に助言するとともに、関係機関と連携を深め、協働できる ④学校の規定に習熟し、整備・改善について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に助言することができる ⑤研修・研究の支援をするとともに、様々な情報を収集し、学校教育目標達成のためのビジョンを示すことができる
社会人としての資質 ⑥〔課題解決力〕 ⑦〔危機管理能力〕	⑥自他の課題を認識し、解決に努めるとともに、セルフマネジメントについて理解する ⑦情報管理に携わり、危機管理に関わる基礎的な知識を身につける	⑥自他の課題を把握し、課題解決のために協働して行動するとともに、セルフマネジメント力を高める ⑦情報管理に携わり、危機管理について、適切な対応ができる	⑥学校全体の課題を把握し、解決に向けて行動するとともに、セルフマネジメントについて他の学校事務職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制について、他の学校事務職員に助言ができる	⑥課題解決に向けて適切な指針を示すとともに、セルフマネジメントについて教職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制を点検・改善するとともに、教職員に助言ができる
協働による学校組織づくり ⑧〔協働的組織力〕 ⑨〔学校マネジメント力〕 ⑩〔ネットワークを構築する力〕	⑧組織の一員としての自覚を持って行動するとともに、情報伝達や接遇に必要なコミュニケーション力を高める ⑨学校教育目標を理解して、学校事務業務を行う ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解し、組織の一員として与えられた役割を果たすことができる	⑧交渉力や調整力をもとに、チーム学校の一員として積極的に連携・協働できる ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を効率よく実行するとともに、学校運営参画に必要な知識や企画・提案力を身につける ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解を深め、一員として責任を自覚し、積極的に役割を果たすことができる	⑧学校運営に参画し、財務予算面から組織運営改革を行う ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を通して学校運営方針の具体化策への助言を行うことができる ⑩事務の連携組織において中心的な役割を果たすとともに、広く学校内外において、課題解決に向けたネットワークを構築し、活用することができる	⑧学校力を高め、チーム学校を財務予算面から管理統括する ⑨学校教育目標に基づいた中・長期的な学校経営方針策定に積極的に参画する ⑩事務の連携組織において統括的な役割を果たすとともに、学校力を高めるためのネットワークを構築し、情報を発信することができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

安心して
学べる
仲間づくり

教材研究
指導スキルの
向上

家庭学習
との
つながり

学習指導
要領の
理解

Hirakata 授業スタンダード

～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～

学習の見通し

本時のめあてを提示し、
学習の見通しを持つ活動がある

驚きや不思議さ、必要感や不都合感のある、
思考を促す課題を効果的に示します
子どもに授業の流れをつかませ、
課題解決に向けた見通しをもたせます



じっくり考える活動

一人で考える時間がある

じっくり考える時間を確保し、ひとりひとりに
自分なりの考えをもたせませ
自分で考えたことを根拠とともに
タブレット端末やノート等に
書かせ、整理や自己検証をさせませ



授業計画時に大切にしたい

5つのCの視点

Challenge

チャレンジ・挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication

コミュニケーション・意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration

コラボレーション・協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity

クリエイティビティ・創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking

クリティカルシンキング・思考判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

めざす子どもの姿、 つけたい力を明確にした 逆向き設計の単元指導計画

家庭学習と学校での学習を
シームレスにつなぎ、
単元を通した学習活動の充実を

学習の見通し

じっくり考える活動

まとめ・振り返り

交流し、深める活動



まとめ・振り返り

授業をまとめたり、
振り返る場面がある

学習したことのまとめや振り返りを板書、発表、
確認問題等で共有します
個別の気づきや新たな課題を引き出し、自分の
言葉でタブレット端末やノート等に根拠とともに
書かせませ

交流し、深める活動

交流する時間がある

(目的に応じてペア・グループ・全員等で)納得解や
最適解を検討する場をつくりませ
捉え方や考えの違いから再確認や新たな発見を促し、
自分の考えを再構築させませ

「じっくり考える活動」や「交流し、深める活動」を効果的に繰り返し、往還することや、子どもたちが選択しながら活動することが大切です。

じどうよう(ていがくねん)

あんしんして
まなべる
なかまづくり

ひらかた Hirakataじゅぎょうスタンダード

～みんながわかる・みんなでまなぶきょうしつをめざして～

うちの
がくしゅう
とのつながり

がくしゅうのめあて
なにをべんきょうするか
しておこう



じっくりかんがえる
ひとりでかんがえよう
かんがえたことをかこう



じゅぎょうでたいせつにしたい

🔍 5つのC

チャレンジ ちょうせん

みのまわりのふしぎを見つけよう！

コミュニケーション はなしあい

ともだちのかんがえをきいてみよう！

コラボレーション きょうりょく

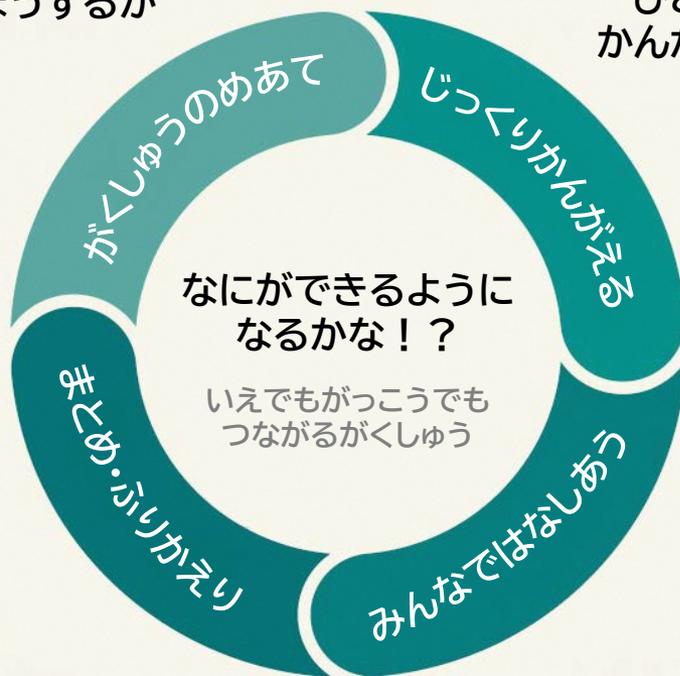
ともだちときょうりょくしよう！

クリエイティビティ つくる

あたらしいことをかんがえよう！

クリティカルシンキング たしかめる

しらべたことはただしいかな？
みなおしてみよう！



まとめ・ふりかえり
わかったことをふりかえろう

みんなではなしあう
じぶんのかんがえをはっぴょうしよう
ともだちのかんがえをきいてみよう



安心して
学べる
仲間づくり

Hirakata 授業スタンダード

～みんなが分かる・みんなで学ぶ教室をめざして～

家庭学習
との
つながり

学習の見通し

本時のめあてを確認し、
学習の見通しを持つ活動

めあてを知り、
これまでに学んだことをもとに
「どうすれば解決できるか」
自分なりの見通しをもちます。



学習の見通し

じっくり考える活動

その日の授業や
単元を通して、
何ができるようになるのか、
ゴールを知ります

家庭学習と学校での学習を
シームレスにつなぎ、
単元を通した学習活動

まとめ・振り返り

交流し、深める活動



まとめ・振り返り

授業をまとめたり、
振り返る場面

学んだことを使って、
確認問題や練習問題に取り組みます。
学んだことをふり振り返り、「わかった」「できた」「ふしぎ」
などを自分の言葉でまとめます。

じっくり考える活動

一人で考える時間

課題に向き合い、解決する方法を
ひとりでじっくり考えます。
自分なりに考えたことを
タブレット端末やノート等に書き出し、
「なぜそう考えたのか」を整理します。



交流し、深める活動

交流する時間

仲間とおたがいに考えを発表したり、
クラスの仲間と話し合ったりして、
自分の考えを確かめたり、
新しい考え方を見つけたりします。



学習の場面で大切にしたい

5つのCの視点

Challenge

チャレンジ・挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication

コミュニケーション・意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration

コラボレーション・協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity

クリエイティビティ・創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking

クリティカルシンキング・思考判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

案

令和5年度

学校園の管理運営
に関する指針
(別冊版)

～令和6年度に向けた新レイアウト～

枚方市教育委員会

目次

○具体事項

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実	
2. 学習指導について 1
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	
6. 健康教育について 9
7. 特別活動・その他の教育活動について 10
基本方策5 幼児教育の充実	
12. 幼稚園教育について 12
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進	
13. 学校園・家庭・地域の連携について 13
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実	
17. 学校図書館機能の充実について 15
各章の参考資料	

2. 学習指導について

主体的・対話的で深い学びの実現

【指示事項】

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- (2) 児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。

【留意事項】

- ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図るよう留意すること。
- ・全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加させるよう留意すること。

カリキュラム・マネジメントの充実

【指示事項】

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。その際、児童・生徒の負担を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。
- (2) 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、地域や家庭とも共有を図ること。
- (3) 学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施していくこと。

【留意事項】

- ・教育課程の実施においては、児童・生徒や各学校の実態に基づき、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うよう留意すること。

【取組例】

- カリキュラム・マネジメントの推進のために、「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月 大阪府教育庁）や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。

学習評価

【指示事項】

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導すること。
- (2) 学習指導の在り方を不断に見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげること。
- (3) 評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討するなど明確にし、児童・生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し、児童・生徒や保護者の理解を図ること。
- (4) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。
- (5) 通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにするよう留意するとともに、児童・生徒の学習状況について保護者に伝えるものとして説明責任を果たし、児童・生徒や保護者の理解を図ること。

【留意事項】

- ・学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めるよう留意すること。
- ・学校間の接続も重視し、進学時に児童・生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう留意すること。

国旗・国歌

【指示事項】

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。
- (2) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。

学習の基盤となる資質・能力の向上

【指示事項】

- (1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成すること。
- (2) 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
- (3) 言語能力については、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。

【留意事項】

- ・言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うよう留意すること。
- ・目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。

【取組例】

- 言語能力を育成するため、学校図書館の有効活用に努め、読書活動を推進するとともに、府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから等)も積極的に活用する。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

【指示事項】

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。
- (2) 各教科の授業において、1人1台端末・ICTを日常的かつ効果的に活用する場面を設けること。
- (3) 単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成すること。

【留意事項】

- ・情報活用能力の育成に当たっては、『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、1人1台端末やICTを計画的に活用する場面を設けるよう留意すること。
- ・児童・生徒がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。
- ・自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、ICT機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、情報モラルを育成するよう留意すること。
- ・国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上を図るよう留意すること。
- ・AIドリル等を活用して、児童・生徒が自身の成長やつまずきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう留意すること。

【取組例】

- 1人1台端末・ICTの効果的な活用を図るため、「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20steps」や「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER(Hirakata ICT Practical Example Record)」を参考にする。

確かな学力の育成

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。
- (2) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。
- (3) 小学校においては、週に1回放課後に、授業づくりに特化した学年会を、中学校においては、時間割内に、授業づくりに特化した教科会を設定・実施し、各教科等の特質に応じた指導方法の充実・改善を図ること。
- (4) 研究授業・研究協議会等について、小学校においては、各学校で年1回以上実施し、他校の教職員が参加できる体制を整えること。中学校においては、教科会等を活用し、教科ごとに年1回以上の校内での研究授業を実施すること。
- (5) 子ども一人一人の学習内容の定着に向け、つきたい力を明確にした授業を行うこと。また、日々の授業での子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善すること。

【留意事項】

- ・「学力向上プラン」を軸としたPDCAサイクルに基づく取組を充実させ、課題に正対した取組となるよう留意すること。
- ・「全国学力・学習状況調査」について、自校採点の目的と意義について教職員間で共通理解を図った上で、調査実施後速やかに、組織的に自校採点を行い、課題を整理するとともに、全教員で問題分析を行い、児童・生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすよう留意すること。
- ・各学校・各中学校区の実情を踏まえ、「枚方スタンダード」の徹底及び掲示物や机、棚等の整理整頓といった学習環境の充実を図り、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立させるよう留意すること。
- ・児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び、小学校高学年における専科指導等に取り組むに当たっては、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、より効果的な指導方法の工夫改善を図るよう留意すること。

【取組例】

- ・授業改善の推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究などを行う。

プログラミング学習の取組

【指示事項】

(1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施すること。

【留意事項】

- ・1人1台端末など ICT 機器や学習者用デジタル教科書を効果的に活用するよう留意すること。
- ・プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進を図るよう留意すること。
- ・学習指導要領や「小学校プログラミング教育の手引き(第三版)」、「中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング教育実践事例集」、「枚方版ICT教育モデル」等に基づき、発達段階に応じながら、体験を通じた「プログラミング的思考」を育むことや、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育むよう留意すること。

シームレスな学びの実現

【指示事項】

(1) 家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台端末を積極的に活用すること。

【留意事項】

- ・授業と家庭学習のシームレスな学びの実現に向けた取組を充実させるとともに、「家庭学習のてびき」の作成・実践等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組の推進を図るよう留意すること。

児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度をはぐくみ、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進すること。
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。
- (3) 年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行うこと。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況の設定を工夫して、言語活動を通して身に付けたコミュニケーション能力の的確な把握をすること。
- (4) 小学校においては、学級担任が継続的に指導力を向上させるために、外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施すること。

【留意事項】

- ・外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう留意すること。
- ・枚方市英語指導助手（JTE、NET）や英語の専門性を有する地域人材等と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう留意すること。
- ・小学校においては、英語を使って伝え合う体験や活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わうことができるよう留意すること。
- ・「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう留意すること。
- ・中学校においては、英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るとともに、即興でやり取りする活動取り入れるよう留意すること。
- ・言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定を工夫するよう留意すること。
- ・教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リスト等を効果的に活用するよう留意すること。
- ・評価を行う際にはインタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択するよう留意すること。
- ・中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。

【取組例】

○児童・生徒が学んだことを活かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する枚方英語村など、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。

外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用

【指示事項】

- (1) 学習ツールとして、府作成「STEPS in OSAKA」を授業や家庭学習等に活用すること。
- (2) 中学校において、英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行い、令和5年度の教育計画に掲載すること。
- (3) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、English 4skills のレベルチェックテスト「聞く」「読む」「話す」「書く」について第2・3学年全生徒を対象に、毎学期1回は実施すること。

教科・領域等の指導

【指示事項】

- (1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ること。

【留意事項】

- ・総合的な学習の時間については、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するよう留意すること。
- ・我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図るよう努めること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を積極的に活用するとともに、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けるよう留意すること。
- ・諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うよう留意すること。
- ・政治的教養を育む教育については、公職選挙法等の一部改正に伴い、政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう市の実施する出前授業等も積極的な活用に留意すること。
- ・中学校の社会科においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が多面的・多角的な考察、公正な判断、適切な表現等ができるよう指導するなど、研究と修養に努めるよう留意すること。
- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育の推進に努めること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図るよう留意すること。
- ・各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったうえで、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないよう留意すること。

スタートカリキュラム

【指示事項】

- (1) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育をつなぐため、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに忠じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。
- (2) 各小学校で実施しているスタートカリキュラムを見直し、教育計画に掲載すること。

社会とつながる学習活動の推進

【指示事項】

- (1) 探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。
- (2) 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合っ合意形成を図るような活動を充実させること。

【留意事項】

- ・児童・生徒が、生活や社会における課題を見出し、自分たちができることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動を工夫するよう留意すること。
- ・生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できる活動となるよう留意すること。
- ・生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- ・他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示を活用する。
- ・児童に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせるために、すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用する。
- ・探究的な学習活動については、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりする。

6. 健康教育について

体力づくりの取組の推進

【指示事項】

- (1) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。
- (2) 学校における体育活動を活性化する取組や家庭・地域でスポーツ活動に親しむ機会を増やすなどして児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図ること。

【留意事項】

- ・健康教育及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう留意すること。
- ・策定した体力向上推進計画及び、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を基に、PDCA サイクルに基づく体力づくりをより一層進めるよう留意すること。

【取組例】

- 学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立のために、大阪府教育庁が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる!簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」等の資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用する。

体育活動における事故防止対策等

【指示事項】

- (1) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- (2) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- (3) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。
- (4) 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。
- (5) 「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。

7. 特別活動・その他教育活動について

特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

【指示事項】

- (1) 特別活動においては、学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。
- (2) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。

【留意事項】

- ・入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図り、小学校段階からキャリア教育の充実を図るよう留意すること。

学級や学校の文化を創造する特別活動

【指示事項】

- (1) 児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。
- (2) 小学校におけるクラブ活動においては、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てること。
- (3) 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うこと。
- (4) 儀式的行事（学校行事）においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。
- (5) 学校園で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。

【留意事項】

- ・児童会活動・生徒会活動においては、児童・生徒が主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会活動・生徒会活動・委員会活動等を通じて児童・生徒の自発的・自治的な活動の推進に留意すること。
- ・学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師と連携して適切な飼育に留意すること。

その他教育活動

【指示事項】

- (1) 中学校における部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- (2) 練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること。また、長期休業中は連続5日以上のもまとまった休養期間を設けること。

【留意事項】

- ・地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を積極的に図るよう留意すること。
- ・中学校における部活動においては、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

12. 幼稚園教育について

就学前教育の推進

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を活かした教育課程を編成すること。
- (2) 園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上や指導方法の工夫・改善を図るとともに、幼児教育の一層の充実を図ること。
- (3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、架け橋期のカリキュラム開発に向け、小学校教育との円滑な接続を図ること。
- (4) 私立幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。
- (5) 支援が必要な子どもや保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。

【留意事項】

- ・幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう留意すること。
- ・幼保こ小連携において、地域でめざす子ども像や育まれる資質・能力の共通理解等、異なる施設類型や校種間で教職員同士の交流活動の充実や連携体制を構築するよう留意すること。
- ・3年保育のカリキュラム及びアプローチカリキュラム、道徳教育・安全教育・人権教育・食育の全体計画や年間指導計画等について、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、カリキュラム・マネジメントを図りながら、実践を通して評価を行い、改善を図るよう留意すること。
- ・幼児に安全で安心な遊び場を確保するとともに、保護者の就労やリフレッシュ等の様々な事情に対応し、保護者を支援するため、幼稚園の施設と機能を活用した預かり保育の充実を図るよう留意すること。
- ・家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう留意すること。
- ・教育や保育についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう留意すること。

【取組例】

- ・障がいのある幼児について、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、適切な合理的配慮を提供することに加え、巡回相談等を有効活用する。

13. 学校園・家庭・地域の連携について

社会に開かれた教育課程

【指示事項】

- (1) 幼児・児童・生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。
- (2) 各学校園の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図ること。

【留意事項】

- ・ 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組む、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進するよう留意すること。
- ・ 子どもたちの未来に向かう力（非認知能力）を伸ばすため、学校・家庭・地域と連携した取組の充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- 保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりにつなげるために、学校支援ボランティアの仕組みを利用して、学校園独自の地域人材バンクの整備を行う。
- 地域の課題に取り組んでいる NPO 法人や企業等と連携し、体験を通じての学びにつなげるために、HIRAKATA EduAction～学校応援団ポータルサイト～及び「枚方市外部人材登録者集」の活用を図る。

地域とともにある学校づくり

【指示事項】

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会委員や学校評議員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進すること。
- (2) 「地域とともにある学校」の観点から、教育活動を地域・保護者に広く公開するため、例えば土曜参観を実施する等、適切な参観日を設定、実施すること。(土曜参観の実施については、学校裁量とする)
- (3) コミュニティ・スクール担当教職員が、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進すること。
- (4) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにすること。

【留意事項】

- ・ 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進するよう留意すること。
- ・ 児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みを構築するよう留意すること。
- ・ 中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会(すこやかネット)には学校園が連携、協力するよう留意すること。
- ・ PTAや地域諸団体の活動における、ペーパーレスな情報発信など、学校園が連携、推進するよう留意すること。
- ・ 各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信するよう留意すること。

【取組例】

- 小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の活性化につなげるために、委員の意見を学校運営に反映させるにあたって、委員による教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設ける。
- 各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりにつなげるために、教職員が、積極的にPTAや地域の諸活動に協力し、交流する。
- 学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。
- 地域行事に主体的に参加する仕組みづくりにつなげるために、中学校においては、部活動休養日等を計画的に活用する。

17. 学校図書館機能の充実について

学校図書館運営方針および年間計画策定

【指示事項】

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。

【取組例及び留意事項】

- ・児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に向けた読書活動の推進を図るよう留意すること。
- ・市内全19中学校区及び研究推進校に配置した学校司書の専門性を活かし、児童・生徒の実態に応じて、読書活動を推進し、学校図書館を効果的に活用するよう留意すること。
- ・児童・生徒の情報活用能力の向上、読書習慣の確立をめざし、学校図書館の「読書センター機能」及び「学習・情報センター機能」の向上及び充実を図るよう留意すること。

【取組例】

- 「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整え、授業で役立つ資料を準備するなどの取組を充実させるために、公立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的に活用する。

読書活動推進と環境整備

【指示事項】

- (1) 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。
- (2) 各学年の学習計画や児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。

【留意事項】

- ・図鑑や事典、新聞、電子書籍等多様な資料を学習において活用しやすいよう環境整備の推進に努めること。
- ・枚方市立図書館と連携しながら「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進するよう留意すること。
- ・学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めるよう留意すること。

【取組例】

- 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行うことができるようにするため、公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを推進するとともに、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用する等、参考にする。
- 読書活動の充実を図るために、朝の読書タイムや並行読書、ブックトークやビブリオバトル、オーサービジット等を通じて、読書への興味・関心を高める工夫をするとともに、「読書センター」として、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備し、配架の仕方や読書スペースの工夫をする。

各章の参考資料

基本方針 1 確かな学力と自立を育む教育の充実

- 「[学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料](#)」(令和3年3月) 文部科学省
- 「[カリキュラム・マネジメントの手引き](#)」(令和3年3月)
- 「[感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について](#)」(令和3年2月) 文部科学省
- 「[『令和の日本型教育』の構築を目指して](#)」(令和3年1月) 文部科学省
- 「[学習指導要領\(平成29年告示\)のポイント【評価編】](#)」(令和2年8月)(中学校については解説動画あり): [新学習指導要領に対応した学習評価オンライン講座](#)
- 「[『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料](#)」(令和2年3月) 文部科学省
- 「[学習評価の在り方ハンドブック](#)」(令和元年6月) 文部科学省
- 「[小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について](#)」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き](#)」(平成31年2月)
- 「[新学習指導要領のポイント](#)」(平成31年2月)
- 「[学校教育法施行令の一部改正](#)」(平成29年9月) 文部科学省
- 「[小学校・中学校学習指導要領](#)」及び「[同解説\(総則編・各教科等編\)](#)」(平成29年3月・7月) 文部科学省
- 「[学校における補助教材の適正な取扱いについて](#)」(平成27年3月) 文部科学省
- 「[大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例](#)」(平成23年6月)
- 「[すくすくウォッチわくわく問題参考資料及び解答類型について](#)」(令和4年6月)
- 「[すくすくウォッチ わくわく問題を活用した指導案について](#)」(令和4年6月)
- 「[大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介WEBサイト](#)」(令和4年2月)
- 「[すくすくウォッチ結果概要](#)」(令和3年～)
- 「[大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC端末等を活用した実践事例](#)」(令和3年～)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/jyouhou/index.html>
- 「[学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料](#)」(令和3年3月) 文部科学省
- 「[GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について](#)」(令和3年3月) 文部科学省
- 「[各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料](#)」(令和2年9月) 文部科学省
- 「[GIGAスクール構想の実現へ\(リーフレット\)](#)」(令和2年7月) 文部科学省
- 「[教育の情報化に関する手引\(追補版\)](#)」(令和2年6月) 文部科学省
- 「[小中学生に向けた家庭学習教材等について](#)」(教材や授業動画)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 「[算数・数学の授業づくりハンドブック](#)」(令和2年6月)
- 「[小学校理科ハンドブック\(改訂版\)](#)」(令和2年3月)
- 「[国語の授業づくりハンドブックⅡ](#)」(令和2年2月)
- 「[小学校プログラミング教育の手引\(第三版\)](#)」(令和2年2月) 文部科学省
- 「[小学校における『プログラミング教育』](#)」(令和2年1月)
- 「[学校教育の情報化の推進に関する法律](#)」(令和元年6月)
- 「[小学校プログラミング教育に関する研修教材](#)」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[ことばのちから活用事例](#)」(平成31年2月)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kotobanotikara/kotobakatuyoujirei.html>
- 「[ことばのちから](#)」(平成30年6月)
リーフレット・教材「[ことばの力を確実に育む](#)」(平成29年11月)
- 「[国語の授業づくりハンドブック](#)」(平成29年11月)
- 「[大阪府中学生学びチャレンジ事業結果概要](#)」(平成27年～)
- 「[学びチャレンジ単元確認プリント](#)」(平成26年)
- 「[校内研究の葉](#)」(平成25年3月)

「[大阪の授業 STANDARD](#)」(平成 24 年 5 月)
「[大阪府学力・学習状況調査【小学校】【中学校】調査結果資料](#)」(平成 23 年)
「[力だめしプリント](#)」(平成 22～令和 2 年)
DVD「[確かな学力をはぐくむ 1. 2. 3](#)」(平成 21. 22. 23 年)
「[学習指導ツール](#)」(平成 20～24. 26. 27 年)
<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/tool/tool-top/tool-index.html>
リーフレット「[学びを創る 10 のアイデア](#)」(平成 21 年 3 月)
「[学校改善のためのガイドライン](#)」(平成 20 年)
「[全国学力・学習状況調査結果概要](#)」(平成 19 年～)
「[新・大阪版 CAN-DO リスト](#)」(令和 5 年 3 月予定)
「[STEPS in OSAKA](#)」(令和 5 年 3 月予定)
「[英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて\(アクションプラン\)](#)」(令和 4 年 8 月) 文部科学省
「[学習者用デジタル教科書実践事例集](#)」(令和 4 年 3 月) 文部科学省(解説動画あり)
「[外国語の指導における ICT の活用について](#)」(令和 2 年 9 月)(解説動画あり) 文部科学省
「[中学校外国語教材『Bridge』](#)」(令和 2 年 1 月) 文部科学省
「[スピーキング力向上ツール](#)」(令和元年 12 月、平成 31 年 1 月)
「[小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き](#)」(平成 31 年 2 月)
「[中学校英語定着確認プリント](#)」(平成 31 年 1 月、平成 30 年 10 月)
「[英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む](#)」(平成 30 年 2 月)
「[We Can!](#)」「[Let's Try!](#)」(平成 30 年 2 月) 文部科学省
「[小学校・中学校学習指導要領](#)」及び「[同解説\(総則編・各教科等編\)](#)」(平成 29 年 3 月・7 月) 文部科学省
「[大阪府公立小学校英語学習 6 年プログラム・DREAM](#)」(平成 27 年 12 月)
「[英語を使うなにわっ子](#)」育成プログラム(平成 25 年 8 月)
「[『主権者として求められる力』を子供たちに育むために](#)」(令和 4 年 9 月) 文部科学省
「[今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開\(中学校編\)](#)」(令和 4 年 3 月) 文部科学省
「[小・中学校における環境教育の推進事業](#)」(令和 4 年 3 月予定)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kankyo-top/>
「[今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開\(小学校編\)](#)」(令和 3 年 3 月) 文部科学省
「[2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム](#)」(令和 2 年 9 月)
「[民主主義など社会のしくみについての教育](#)」大阪府教育委員会 HP
「[学校における望ましい動物飼育のあり方](#)」文部科学省委嘱研究(日本初等理科教育研究会)
「[わくわく・どきどきSDGs ジュニアプロジェクト](#)」大阪府教育委員会 HP
「[幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会－審議経過報告－](#)」(令和 4 年 3 月) 中央教育審議会
「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き\(初版\)](#)」(令和 4 年 3 月) 中央教育審議会
「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料\(初版\)](#)」(令和 4 年 3 月) 中央教育審議会
「[スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット](#)」(平成 30 年 3 月)
「[発達や学びをつなぐスタートカリキュラム](#)」(平成 30 年 3 月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
「[スタートカリキュラムスタートブック](#)」(平成 27 年 1 月) 文部科学省

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

- 「[全国体力・運動能力、運動習慣等調査](#)」(最新版を参照すること) スポーツ庁
- 「[スポーツテスト\(新体力テスト\)チェックシート](#)の活用について」(令和4年6月)
- 「[小学生向け新体力テスト用動画教材のWeb配信について](#)」(令和3年3月)
- 「令和2年度小学校『体育』指導力向上研究協議会(実技的演習)の中止に伴う動画教材のWeb配信について」(令和2年10月)
- 「[体育の授業がかわる! 簡単プログラム](#)」(体力向上実践事例集活用プログラム)(令和元年7月)
- 「[新体力テスト測定揭示ポスター](#)」(最新版を参照すること)
- 「[新体力テスト測定マニュアル](#)」(平成29年3月)
- 「[めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック](#)」(体力向上実践事例集)(平成29年3月)
- 「[めっちゃスマイル体操](#)」「[めっちゃWAKUWAKUダンス](#)」(平成27年3月)
- 「[学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～\(市町村立学校園版\)](#)」(最新版を参照すること)
- 「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～](#)」文部科学省(最新版を参照すること)
- 「学校管理下における熱中症事故の防止について」(令和4年8月)
- 「熱中症対策の更なる強化について」(令和4年7月)
- 「夏季における児童生徒等のマスクの着用について」(令和4年6月)
- 「熱中症事故防止の徹底について」(令和4年6月)
- 「熱中症事故の防止について」(令和4年5月)
- 「[水泳等の事故防止について](#)」(令和4年5月・スポーツ庁)
- 「[学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について](#)」(令和4年2月)スポーツ庁
- 「[『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について](#)」(令和3年6月)
- 「熱中症対策アラートの活用及び周知について」(令和3年6月)
- 「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」(令和2年3月)スポーツ庁
- 「運動会・体育大会等における組体操について」(令和元年6月)
- 「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」(令和元年5月)
- 「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」(平成31年2月)
- 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)
- 「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」(平成30年7月)スポーツ庁
- 「落雷事故の防止について」(平成30年7月)文部科学省
- 「学校環境衛生基準の一部改正について(通知)」(平成30年4月)文部科学省
- 「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」(平成29年6月)スポーツ庁
- 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」(平成29年1月)スポーツ庁
- 「組体操等による事故の防止について」(平成28年3月)スポーツ庁
- 「平成27年度武道等指導充実・資質向上支援推進事業 大阪府 実践報告集」(平成28年3月)
- 「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成26年3月・文部科学省)
- 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」(平成25年9月)文部科学省
- 「学校の体育活動中の事故防止の徹底について」(平成25年8月)
- 「学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引(三訂版)」(平成25年3月)文部科学省
- 「学校等の柔道における安全指導について」(平成22年7月)文部科学省
- 「体育授業中の事故防止について」(平成19年10月)

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

- 「[学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン](#)」(令和4年12月) スポーツ庁
- 「[学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について](#)」(令和2年9月) スポーツ庁
- 「[大阪府部活動の在り方に関する方針](#)」(平成31年2月)
- 「[文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」(平成30年12月) 文化庁
- 「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」(平成30年3月) スポーツ庁
- 「[全校一斉退庁日及びノークラブデー\(部活動休養日\)の実施について](#)」(平成28年12月)
- 「[運動部活動での指導のガイドラインについて](#)」(平成25年5月) 文部科学省
- 「[部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について](#)」(平成24年8月)
- 「[家畜伝染病予防法](#)」(令和2年3月改正)
- 「[動物の愛護及び管理に関する法律](#)」(令和元年6月改正)
- 「休日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[民主主義など社会のしくみについての教育](#)」(平成27年7月)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/minsyusyugi/index.html>
- 「[学校における望ましい動物飼育のあり方](#)」(平成18年6月改訂) 日本初等理科教育研究会

基本方策5 幼児教育の充実

- 「[幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会一審議経過報告一](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
- 「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き\(初版\)](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
- 「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料\(初版\)](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
- 「[幼児教育研修体系](#)」(令和4年3月)
- 「[幼児教育推進指針](#)」(平成31年4月改訂)
- 「[園内研修のすすめ方 vol.2](#)」(平成31年3月)
- 「[幼児理解に基づいた評価](#)」(平成31年3月) 文部科学省
- 「[園内研修のすすめ方 vol.1](#)」(平成30年3月)
- 「[スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット](#)」(平成30年3月)
- 「[発達や学びをつなぐスタートカリキュラム](#)」(平成30年3月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
- 「[幼稚園教育要領](#)」「[幼保連携型認定こども園教育・保育要領](#)」「[保育所保育指針](#)」(平成29年3月) 文部科学省・内閣府・厚生労働省
- 「[スタートカリキュラムスタートブック](#)」(平成27年1月) 文部科学省
- 「[子ども・子育て支援法](#)」(平成24年8月) 内閣府

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

- 「[社会教育法](#)」(令和4年6月改正)
- 「[コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き\(令和元年改訂版\)](#)」(令和2年10月) 文部科学省
- 「[地方教育行政の組織及び運営に関する法律](#)」第47条の5 (令和元年6月改正)

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

「[学校図書館を活用した授業実践例](#)」(令和4年10月、令和3年3月、令和2年3月、令和元年11月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakkoutosyokan/index.html>

第6次「[学校図書館図書整備等5か年計画](#)」(令和4年1月) 文部科学省

「[大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画](#)」(令和3年3月)

「[第4次大阪府子ども読書活動推進計画](#)」(令和3年3月)

[学校図書館ガイドライン](#) (平成28年11月) 文部科学省

[学校図書館法](#) (平成26年6月改正)

「[学校図書館司書教諭の発令について](#)」(平成15年1月) 文部科学省

[学校図書館図書標準](#) (平成5年3月) 文部科学省

「[学校図書館を活用した授業実践例](#)」(令和4年10月予定、令和3年3月、令和2年3月、令和元年11月) <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakkoutosyokan/index.html>

第6次「[学校図書館図書整備等5か年計画](#)」(令和4年1月) 文部科学省

「[大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画](#)」(令和3年3月)

「[第4次大阪府子ども読書活動推進計画](#)」(令和3年3月)

[学校図書館ガイドライン](#) (平成28年11月) 文部科学省

[学校図書館法](#) (平成26年6月改正)

「[学校図書館司書教諭の発令について](#)」(平成15年1月) 文部科学省

[学校図書館図書標準](#) (平成5年3月) 文部科学省